

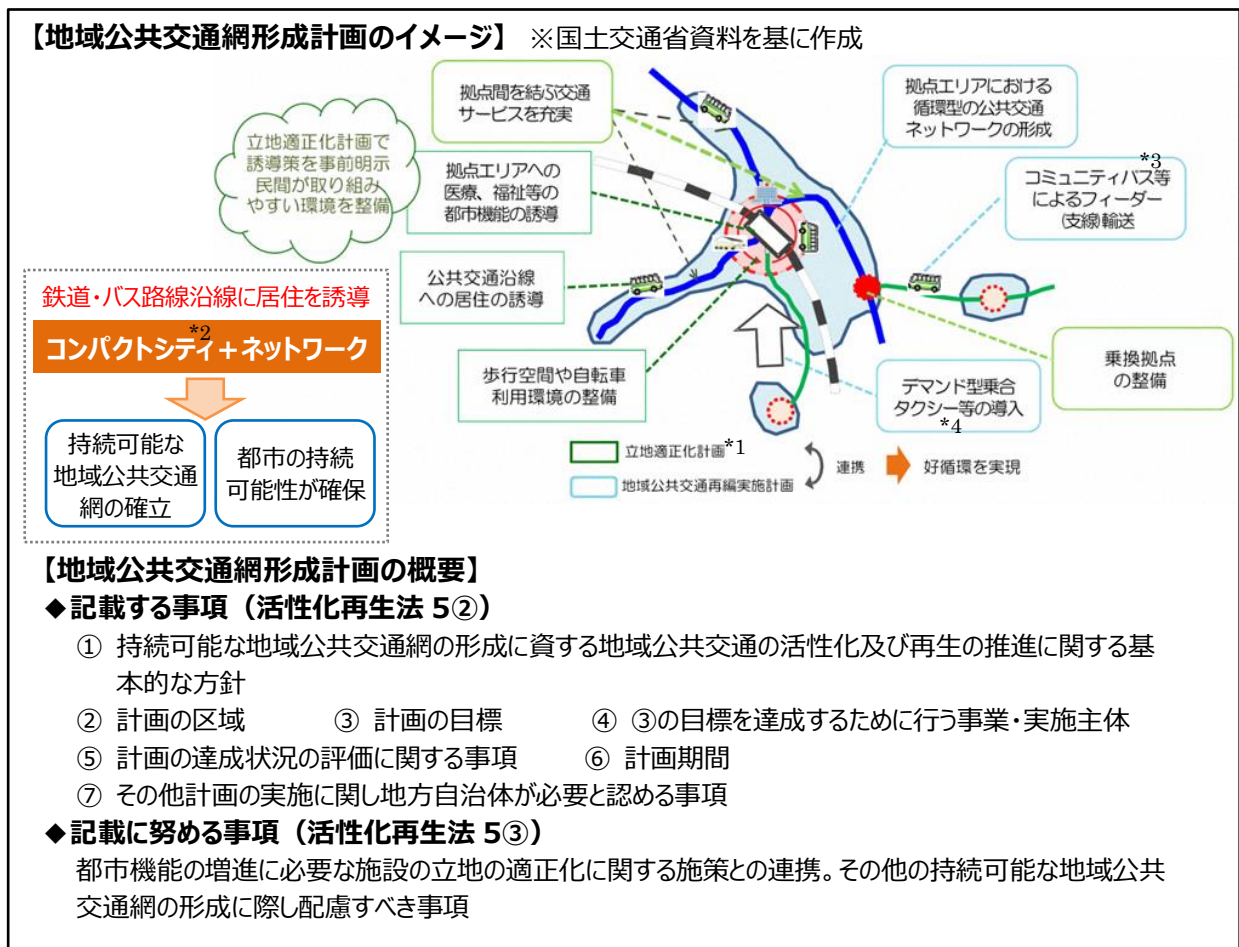
第1章 地域公共交通網形成計画について

1-1. 地域公共交通網形成計画とは

私達が自立した生活を営む上で“移動”は欠かせないものであるが、モータリゼーションの進展や急激な人口減少・少子高齢化など、公共交通を取り巻く状況は厳しさを増している。例えばバス交通では、公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の一層の低下がさらに公共交通利用者を減少させることになるといった「負のスパイラル」に陥っている状況が見られ、このままでは公共交通が成り立たなくなる可能性がある。

地域公共交通の維持・改善は、交通分野の課題解決に留まらず、まちづくり、観光、更には健康、福祉、教育、環境等の様々な分野で大きな効果をもたらすことができる。しかし、地域によって抱える課題や公共交通の必要性、あり方は様々であり、これまでの公共交通計画は民間交通事業者を中心に検討されてきた地域が多いことから、この枠組みを見直し、地域の総合行政を担う地方公共団体が中心となって、事業者と協力し、地域戦略の一環として持続可能な公共交通ネットワークの形成を進める必要がある。

このような背景を踏まえ、『地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「活性化再生法」）』が平成26年に改正されたことにより、地域公共交通の現状や問題点、課題の整理を踏まえて公共交通ネットワーク全体の一体的な形成や持続させることを目的に、「地域公共交通網形成計画」を作成し、コンパクトなまちづくりと連携して地域全体の公共交通のあり方や行政・交通事業者・住民等の役割を定めることとなった。



1-2. 本計画策定の背景と目的

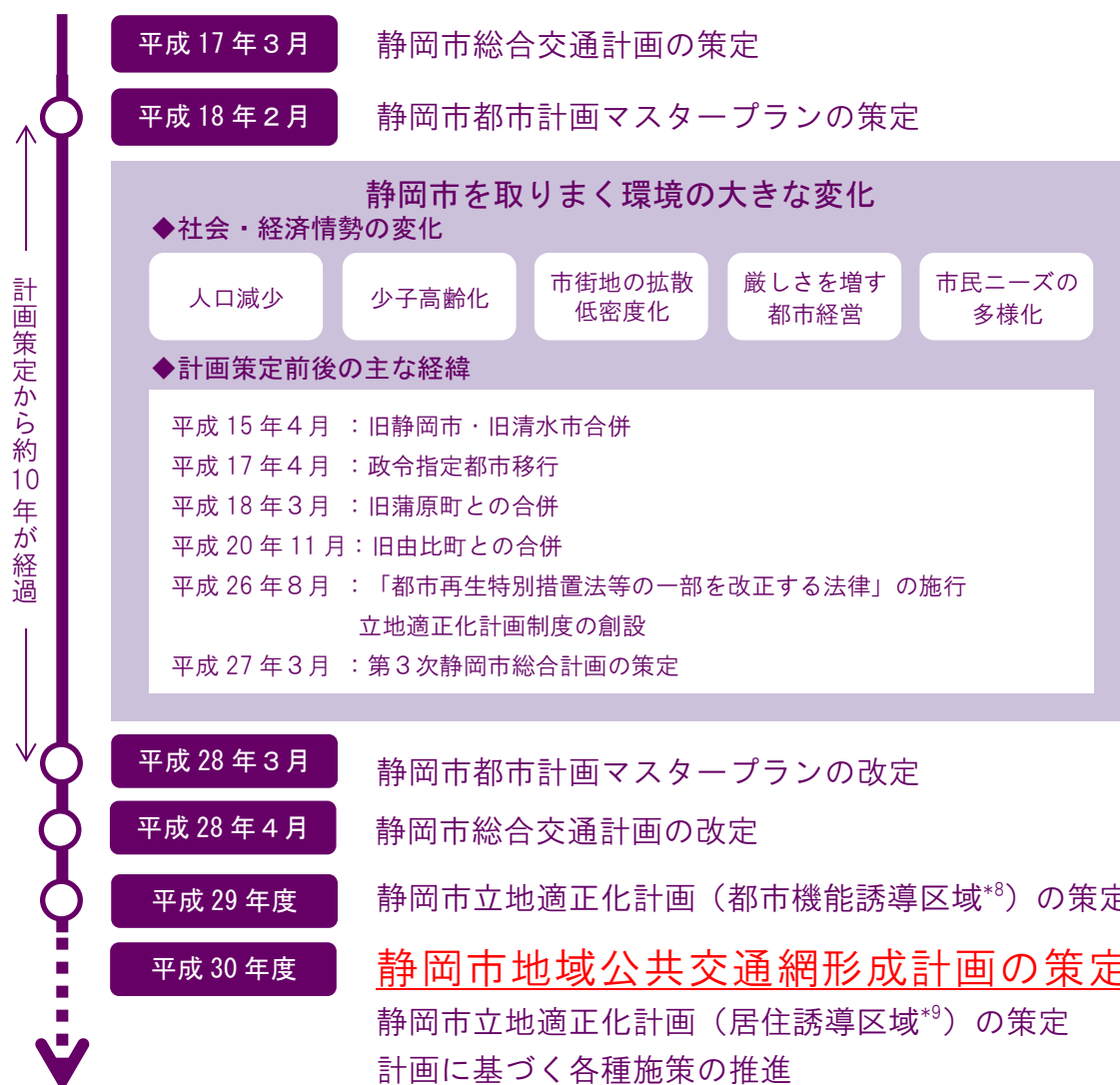
近年、全国的に人口減少・少子高齢化が進む中、社会情勢の変化に対応した都市経営が求められている。本市も同様であることから、「人口70万人の維持」を大目標に掲げ、各分野から総合的な施策を展開している。

都市計画分野では、平成28年3月に「静岡市都市計画マスタープラン^{*5}」を改定し、快適で質の高い都市機能が集約した拠点の形成や住みよい居住環境の創出、人やモノの交流を生み出すネットワークの形成等により、賑わいと活力にあふれ、一人ひとりのライフスタイルに応じた生活を送ることができる将来像に「集約連携型都市構造^{*6}」を掲げた。

また交通分野では、平成28年4月に「静岡市総合交通計画^{*7}」を改定し、「集約連携型都市構造をささえる総合的な交通体系の構築」を基本方針に掲げ、総合的な交通体系の構築を示した。

以上の上位・関連計画に基づき、集約連携型都市構造（コンパクト＋ネットワーク）の実現に向けた具体的な計画として、コンパクトなまちづくりの推進の観点から法定計画である「立地適正化計画」と、持続可能な交通ネットワークの構築の観点から「地域公共交通網形成計画」を検討することとなった。

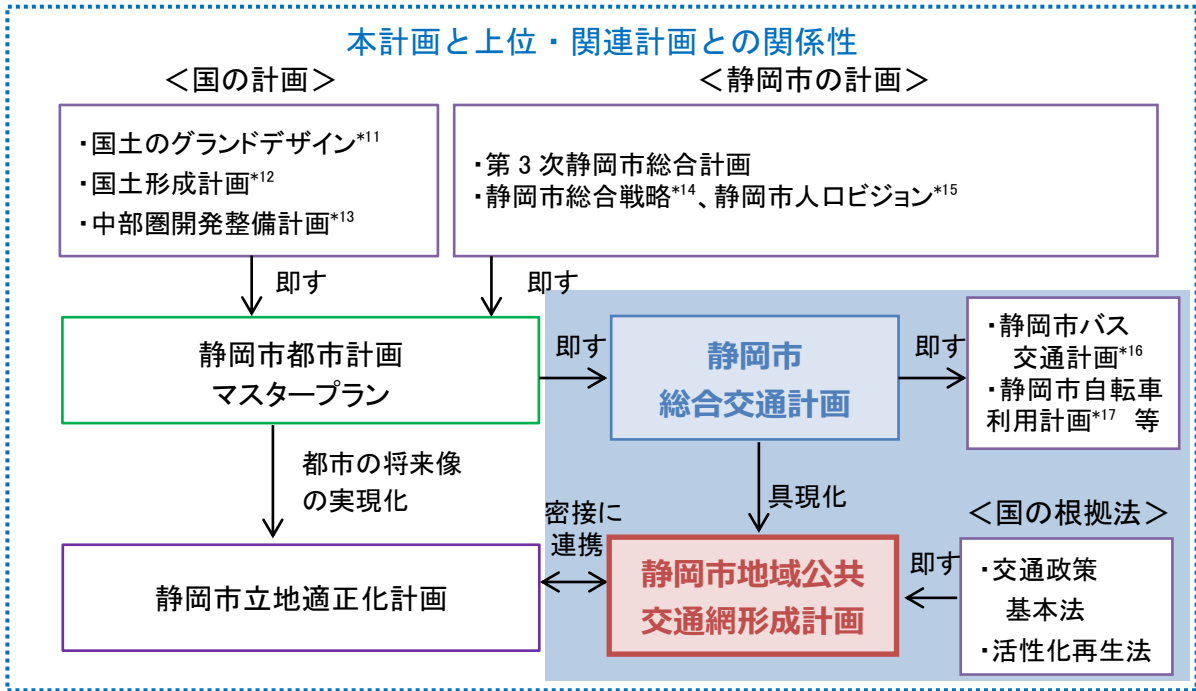
本計画では、コンパクトなまちづくりを担う立地適正化計画と連携し、集約連携型都市構造の構築に資するために、地域公共交通を取り巻く現状と課題を整理し、持続可能な地域公共交通網の構築に向けた取り組みを明らかにしていく。



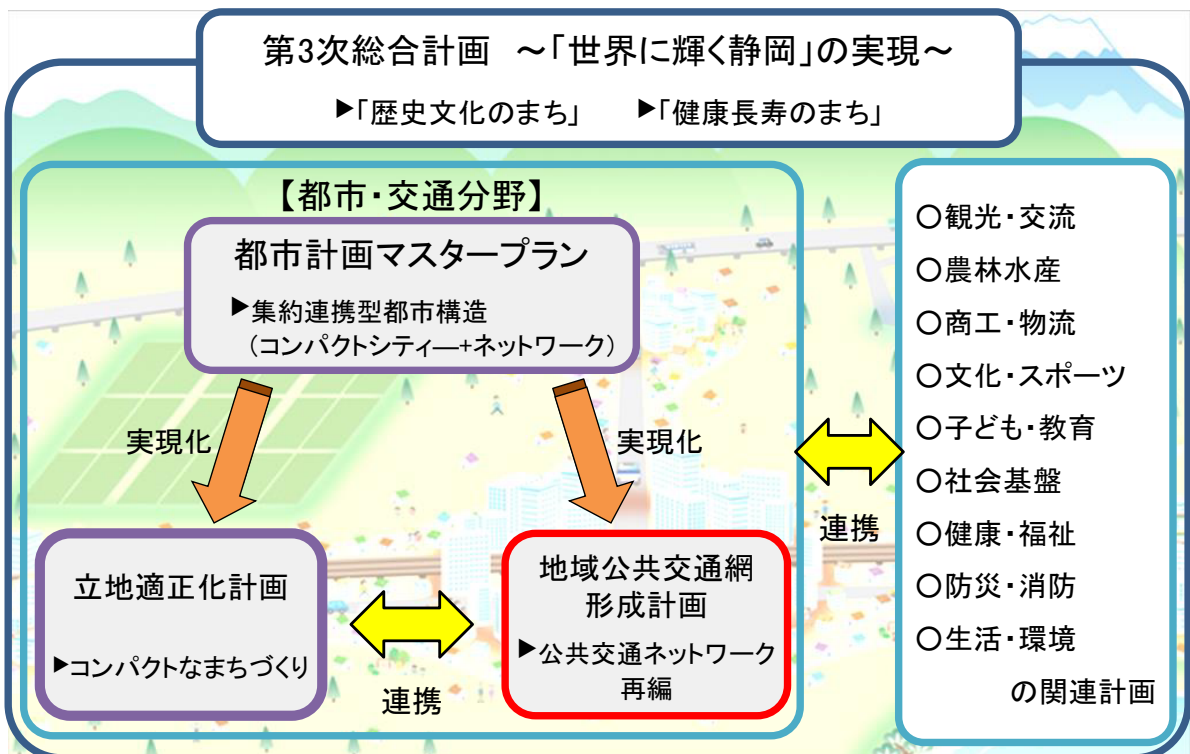
1-3. 本計画の位置付け

本計画は、交通政策基本法^{*10}や活性化再生法等の交通関連法令や第3次静岡市総合計画や都市計画マスタープラン、総合交通計画等の上位計画に即するとともに、持続可能な地域公共交通網を再構築し、都市の将来像の実現を図るための計画である。

静岡市立地適正化計画との密接な連携により、「集約連携型都市構造」の実現を図る。



＜集約連携型都市構造の実現に向けた関連計画の位置付け＞



1-4. 目標年次（計画期間）

短期計画の期間は、第3次静岡市総合計画と合わせ、平成34年度までとする。

中長期計画の期間は、静岡市都市計画マスタープランや静岡市総合交通計画と合わせ、平成47年度までとする。

- ・短期計画：平成31年度〔2019年度〕～平成34年度〔2022年度〕（4年間）
- ・中長期計画：平成35年度〔2023年度〕～平成47年度〔2035年度〕（約10年間）

<計画期間>



1-5. 対象範囲（計画区域）

本計画の区域は、静岡市全域とする。

用語の解説（第1章）

***1:立地適正化計画**

立地適正化計画は、平成26年8月の都市再生特別措置法の一部改正により、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するため、市町村が策定できることとなった計画。「コンパクトシティ+ネットワーク」の考えに基づき、住宅と生活サービスに関連する医療、福祉、商業等の利便施設がまとまって立地するよう、ゆるやかに誘導を図りながら、公共交通と連携したまちづくりを行う。

***2:コンパクトシティ**

（集約連携型都市構造）医療・福祉・商業等の暮らしをサポートする機能を中心市街地や公共交通軸沿線に集約した環境負荷の少ない都市。

***3:コミュニティバス**

既存の路線バス網を補完するため、市町村などが運行するバスのこと。一般的には、やや小さな車体できめ細やかな路線配置を行うことが多い。

***4:デマンド型乗合タクシー**

利用者の予約を受けて相乗りで運行するタクシーのような公共交通。タクシーと路線バスの中間的なもの。

***5:都市計画マスタープラン**

都市の将来像や土地利用の方向性、都市施設の配置方針等を明らかにした、都市計画法に基づいて都市計画の基本的な方針を示すもの。

***6:集約連携型都市構造**

静岡市都市計画マスタープランに示す将来都市構造。「集約化拠点・ゾーンの形成とネットワーク化」と「広域基盤、歴史・自然資源の戦略的活用」の2つの着眼点により、その実現を目指す。

***7:総合交通計画**

静岡市総合計画で掲げる「世界に輝く静岡」の実現に向け、集約連携型都市構造をささえる総合的な交通体系を構築するための計画。

***8:都市機能誘導区域**

医療、福祉、商業等の都市機能を誘導し、多くの人々が利用しやすい場所となるよう様々なサービスの充実を図る区域。本市では、「集約化拠点形成区域」としている。

***9:居住誘導区域**

定住人口を確保し、住む人が便利に暮らせるよう、生活に必要なサービスの維持を図る区域。本市では、「利便性が高い市街地形成区域」としている。

***10:交通政策基本法**

交通政策に関する基本理念と基本事項を定めた法律。平成25年法律第92号。2013年（平成25）11月に成立し、翌12月に施行された。国や地方公共団体の責務を明らかにすることにより、交通施策を総合的・計画的に推進し、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図ることを目的としている。

***11:国土のグランドデザイン**

国土づくりの理念や考え方を示す長期的な計画のこと。2050年までを視野に入れている。

***12:国土形成計画**

国土の利用、整備及び保全を推進する総合的で基本的な計画のことをいう。全国計画と広域形成計画法に基づく。

***13:中部圏開発整備計画**

国土形成計画（全国計画及び中部圏広域地方計画）の中部圏の開発及び整備のあり方を示した広域計画のことをいう。中部圏開発整備法に基づく。

***14:静岡市総合戦略**

「静岡市人口ビジョン」による分析を基に、ビジョンに掲げる将来展望の実現に向けた目標や今後5年間（平成27年度～平成31年度）の取組をまとめた計画をいう。

***15:静岡市人口ビジョン**

静岡市の長期的な人口の将来展望に関する計画のこと。本市の人口の現状を詳細に分析して将来の姿を示し、今後、本市が目指すべき方向を提示している。

***16:静岡市バス交通計画**

静岡市のバス交通の現状や交通体系上の役割を明確にし、今後のバス交通施策に対する方針を定め、市民の快適な移動の実現を目的としている。

***17:静岡市自転車利用計画**

静岡市では、世界水準の自転車都市“しずおか”の実現を目指し、「健康」の増進、「環境」負荷の軽減、「利用」の促進、「賑わい」の創出、「モラル」の向上、「プライド」の確立の6つの基本目標を設定し、「ハード的対応」「ソフト的対応」「マインド的対応」の3つを柱として、自転車走行空間の整備や自転車走行のルール・マナーの周知・啓発強化、利用促進施策等に取組む。